

- 右田 美紀子
- 4 主たる事務所の所在地
山鹿市 902 番地の 1
 - 5 定款に記載された目的
この法人は、山鹿、鹿本地域の住民に対して、男女共同参画社会実現に向けての啓発事業や、ふれあい交流事業、朗読ボランティア事業を行うと共に、歌舞伎、狂言、舞踊、民話朗読等々の公演活動を行い、文化芸術の振興を図り、心豊かな住み良いまちづくりの実現に貢献することを目的とする。

熊本県公告第 816 号

平成 14 年 6 月 18 日に提出された大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に基づく届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により三角町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂三角店
宇土郡三角町三角浦 1159-127
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成 14 年 11 月 8 日から平成 14 年 12 月 7 日まで

登載依頼

熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会公告第 3 号

熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 14 年 11 月 8 日

熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会会長 竹 内 重 年

- 1 開催日時
平成 14 年 11 月 14 日（木）
午後 2 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺一丁目 33 の 18
水前寺共済会館 2 階「鳳凰 I」
- 3 議題
- 1 熊本県産業廃棄物公共関与基本計画（仮称）について
- 4 傍聴席の定員
10 人
- 5 傍聴手続
- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会事務局
（熊本県環境生活部廃棄物対策課）
（電話 096-383-0628）

熊本県収用委員会公告第 16 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成 14 年 11 月 8 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 熊 本 県
上記代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 事業の種類 一級河川緑川水系藻器堀川改修工事（熊本県熊本市保田窪四丁目地内から同県同市八反田一丁目地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
所在 熊本県熊本市保田窪四丁目